

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(平成25年法律第23号)
規制の名称	津波の予報業務許可に係る基準の変更
規制の区分	改正(拡充、緩和)
担当部局	気象庁総務部情報利用推進課
評価実施時期	平成30年3月28日
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に社会に提供され、津波被害の軽減に貢献するという当該規制の必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	規制の事前評価時の想定とのかい離は生じていない。
(行政費用)	事前評価時の想定からかい離は生じていない。
(効果)	気象庁の津波警報等に加えて、許可事業者から、個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に社会に提供されることとなり、津波被害の軽減に貢献する体制が整った。
(便益(金銭価値化))	便益の定量的な把握は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特に発生していない。
考察	遵守費用として初期固定費用と維持経費が発生し、また、行政費用の増減はないことを規制の事前評価時に想定し、かい離は生じていない。 効果として、津波の予報業務許可事業者数は、事前評価時の0者から1者に増加し、予報業務許可事業者から個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に提供されることとなったが、便益の定量的な把握は困難である。 なお、間接的な影響は発生していない。 便益の定量化は困難であるものの、津波被害の軽減への貢献という大きな便益が今後とも発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当と考える。
備考	